

技能検定「シーケンス制御職種」新設にともなう受検資格等の取扱いについて

令和5年度前期より従来の「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」が新たに「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」として独立し、新職種として設置されました。

しかしながら、当該職種については電気機器組立て職種とは別に、新職種として設置されているため、経過措置に定められた場合を除き、従来の「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の技能士では、「シーケンス制御職種」の上位級への受検申請は認められておりません。

つきましては、従来の「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の技能士には、下記により同級シーケンス制御職種の実技試験及び学科試験の両方免除申請のみを受け付けることとしました。今後、シーケンス制御作業の上位級への受検申請をご検討いただいております受検者の方はご注意ください。なお、ご不明な点がございましたら当協会技能振興課までお問い合わせください。

1 申請対象職種

シーケンス制御職種シーケンス制御作業

2 対象者

電気機器組立て職種シーケンス制御作業 技能士

既に技能士の方が対象となり、申請料はかかりません。

なお、特級電気機器組立て職種技能士については、今回の申請の対象とはなりません。

3 申請期間

令和5年8月7日(月)から令和5年8月31日(木)の消印まで有効

4 必要書類

- ・受検申請書
- ・本人確認書類の写し（学生は、学生証の写しまたは在学証明書の原本）
- ・電気機器組立て職種シーケンス制御作業の合格証書の写し

5 申請方法

原則、郵送となります。

郵送料は申請される方のご負担となります。

6 申請先

〒981-0916 仙台市青葉区青葉町 16-1
宮城県職業能力開発協会 技能振興課 宛

7 合格発表

令和5年9月29日(金)
合格者には合格通知を発送します。

8 その他

(1)片側合格(実技のみ・学科のみ)について

国が定めた経過措置により、片側合格者については、新職種である「シーケンス制御職種」の同級への受検申請が認められています。対象の方は、後期受検申請期間に申請をおこなってください。

(2)受検資格に関する詳細について

対象職種における受検資格に関する詳細については、一部事例を掲載しますので、別紙をご参照ください。

担当 技能振興課

電話 022-271-9917 FAX 022-271-9242

シーケンス制御職種における、受検資格について

- 電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の1級、2級又は3級に合格した者については、経過措置により、シーケンス制御職種1級、2級又は3級の学科試験および実技試験にそれぞれ合格したものとみなし、同級シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）への受検申請が認められます。
ただし、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の1級、2級又は3級に合格したことをもって、シーケンス制御職種の1級、2級又は3級に合格したものとみなすものではありません。
- 1, 2, 3級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）に合格した者（技能検定合格、実技合格、学科合格）については、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められません。
ただし、片側合格者（実技または学科の一部合格者）については、シーケンス制御職種の片側合格とみなされ、上位級の受検に必要な実務経験の短縮が認められます。
- 受検に必要な実務経験年数については、改正後の「シーケンス制御職種」に係るものであれば、令和4年度以前の経験を通算して差し支えありません。
- 特級シーケンス制御職種の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります。1級電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種の受検は認められません。昨年度までに1級電気機器組立て職種の合格者については、シーケンス制御作業で合格した者を含め、合格後実務経験5年で特級電気機器組立て職種の受検が可能となります。
- 特級「シーケンス制御職種」の受検申請者のうち、昨年度までに特級「電機器組立て職種」の実技または学科のいずれかに合格した者については、特級「シーケンス制御職種」片側合格の免除とは認められません。